

広報おんか

昭和56年

6月25日発行

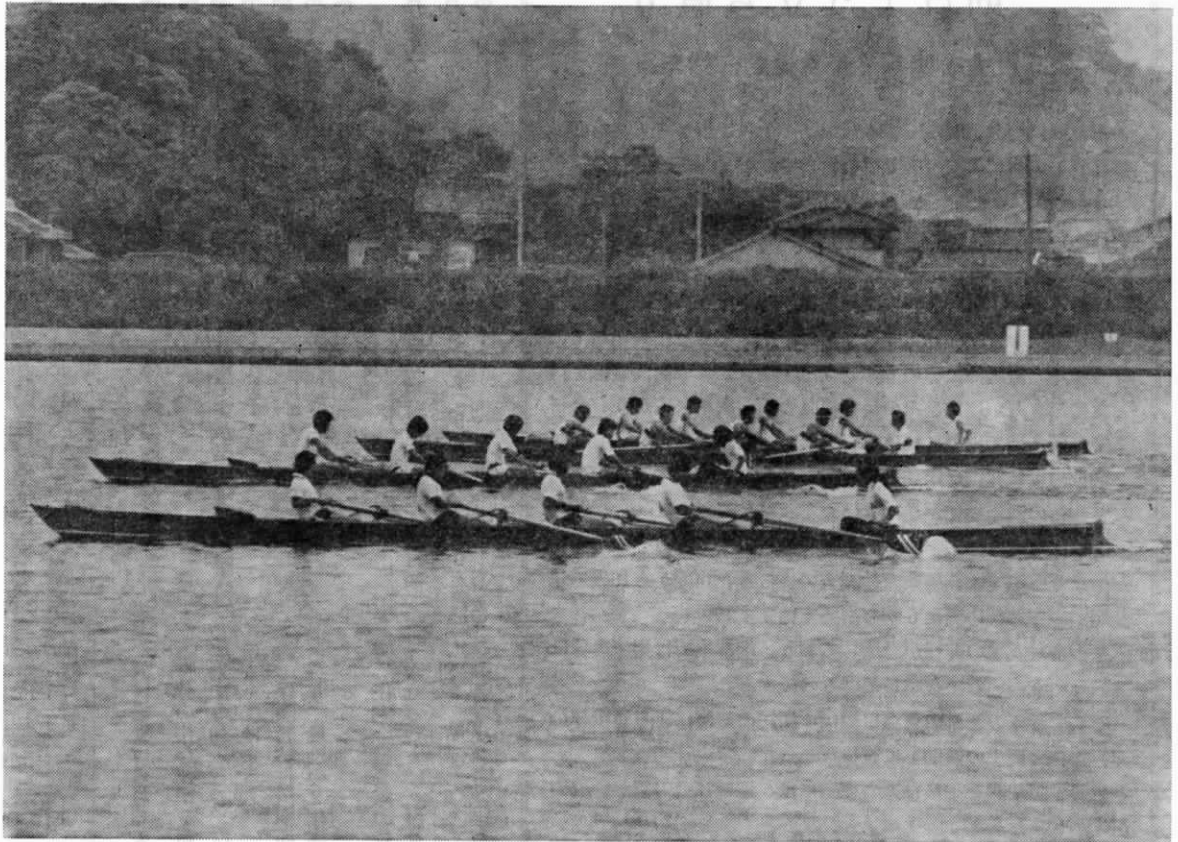
第269号

発行所 福岡県遠賀郡遠賀町役場

編集 庶務課 庶務係

印刷

冷牟田印刷合資会社



ファイト / 力強いストローク

6月13日 遠賀川漕艇場

13日・14日の2日間新設されたばかりの遠賀川漕艇場1,000m直線コースで、九州、山口から56クルーが参加して第28回九州朝日レガッタが行われました。

人のうごき (5月の住民基) 本台帳から

人口	14,787人(+50)
男	7,129人(+30)
女	7,658人(+20)
世帯数	4,068戸(+15)
転入	96
転出	54
出生	15
死亡	7

()内は前月比

* 7月の税金 *

固定資産税 2期分

納期限 7月25日(土)まで

税金で住みよい町づくり 完全納税に御協力下さい。

(7月のおもな行事) 1日 青少年を非行からまもる全国強調月間 (~31日)



防ごう非行 助けよう立ち直り 「社会を明るくする運動」始まる

第31回「社会を明るくする運動」が7月1日から1か月間、法務省の主唱により全国で行われます。この運動は、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について国民すべてが力を合わせ、明るい社会を築くことを目的としています。

この運動は、昭和24年に「犯罪者予防更生法」が施行されたとき、東京・銀座の商店連合会がこの法律の趣旨に共鳴して、保護少年の援護のための少年サマー・キャンプや街頭宣伝を行ったのをきっかけに、その後、運動の輪が次第に広がり、今日まで全国各地で地道に続けられてきました。

最近の少年非行は増加の一途をたどり、学校内や家庭内暴力など非行の低年齢化が進んでいます。

とくに夏休みは、学校生活から解放されて、非行への芽生えが始まる季節です。警察庁の調査によると、14歳から16歳の年齢層が少年非行の実に6割を占めています。

なかでも女子の非行が急増しており、増加率では男子のほぼ2倍という高い数字を示しているのです。

そこで今年の運動の重点目標は「住民の連帯による青少年の非行防止と更生の援助」に置かれました。

犯罪予防や罪を犯した人の更生には、地域社会の温かい協力が欠かせません。

PTAや地域の人びとを主体とする活動を組織的にを行い、犯罪のない明るい社会をみんなの力で築きましょう。

募金協力をお願い

犯罪者の予防と更生を目的とする事業運営資金として「更生保護事業援助募金」への御協力をお願いいたします。本町の保護司は次の方々です。

- | | |
|-----------|-----------|
| 尾崎 高崎博愛氏 | 虫生津 毛利秀清氏 |
| 鬼津 信行雪鴻氏 | 木守 高崎重徳氏 |
| 遠賀川 柴田アキ氏 | 遠賀川 泉原武彦氏 |

防ごう非行助けよう立ち直り

保険料納付が困難な人は免除の手続を

国民年金に必ず加入しなければならぬ人で、生活が苦しくて保険料を納めることができない人や生活保護などを受けている人たちには、保険料の免除という制度があります。

生活が苦しいからと、ただ漫然と保険料の納付を怠っていると将来の年金も受けられなくなり、この保険料の免除さえ受けなければ、将来の年金を受ける権利は保障されず、ただ老齢年金の額を計算する場合には、納めた人

に較べて3分の1の年金額になります。

生活に余裕ができたら追納を

免除を受けておれば、あとで生活に余裕ができたとき、十年前の分までさかのぼって当時の保険料で追納することが出来ます。

この追納をすると納めた人と同じ年金が受けられることになり

ます。

7月未までに、免除の手続きを

7月末までに、手続きをすれば

今年の4月から来年3月分までの

1年分の保険料が免除されます。早めに役場の窓口で免除の手続きをしてください。

なお、任意加入の人については、この免除の適用がありませんので、ご注意ください。

ご存知ですか国民年金で融資が受けられます。

マイホームプランに被保険者住宅資金貸付
貸付限度額

3年以上	5年未満	貸付額
		120万円

5年以上	15年未満	200万円
15年以上		270万円

貸付を受けられる人

自分の住む住宅を新築、購入、改築する加入者で、次のどの条件にもあてはまる人。

(一) 保険料納付済期間が3年以上あり、最近の2年間に納付済であること。

(二) 住宅金融公庫の貸付けが受けられること。(併せ貸になる)

▽利率 年利 6%

▽申込み及び問合せ先

住宅金融公庫業務取扱金融機関
年金受給者への年金担保貸付け

住宅金融公庫業務取扱金融機関
年金受給者への年金担保貸付け
国民年金から年金(福祉年金を除く)を受けている人が、その年金を担保にして融資を受ける制度です。

▽貸付額 支払金額の1.5倍まで

▽利率 年利 7.5%

返済方法 年金の支払額をあてる。したがって返済が終了まで本人への年金支給はありません。

▽申込先 年金福祉事業団業務取扱金融機関

なお受付期間等は役場国保年金係にお問い合わせ下さい。

第4回 遠賀町軟式庭球大会開催



開催致しますので皆さん方多数の参加をお待ち致します。

▽期 日 昭和56年7月12日(日)

▽会場 遠賀町役場前 広場

▽日程 受付 9時~10時

開会式 10時

試合開始 10時30分

▽試合形式 予選リーグ、決勝トーナメント法で行う。

体育協会主催、町軟式庭球連盟主管で次のとおり軟式庭球大会を

その他詳細は、教育委員会社会教育課へ問合せ下さい。

野外活動講習会の開催

子ども会、少年団体等のキャン

プに必要な基礎的な知識と技術を身につけるために開催するものです。

▽期 日 昭和56年7月5日(日)

9時30分~16時

▽会場 遠賀町武道場及び役場 横広場

▽対象 子ども会育成会々員、

子ども会ジュニアリーダー、スポーツ少年団指導者。

▽定員 50名

▽申込み 各育成会の会長、スポーツ少年団の代表に7月3日

(金)までに申込んで下さい。

なお、問い合わせは教育委員会社会教育課 電話(3) 1355 にごとせ。

町長杯争奪戦 七タゴルフ大会のご案内

読売チサンゴルフ場が、恒例遠賀町長杯の争奪戦を期して、次のとおりゴルフ大会を行いますので、町内のみならずのご参加をお待ちしております。

▽日時 昭和56年7月7日(火)

▽場所 虫生津読売チサンカン トリークラブ

▽会費 参加費千五百円の外、

町内の在住者及び、在勤者はメンバー扱いとします。

▽入賞 一位~二十位まで、他

グロス一位、二位、三位及びBB賞あり。

▽問い合わせ先 読売チサン 電話(3) 24111にどうぞ。

子供から、かたときも愛の目をはなさず

非行を未然に防ぎましょう

遠賀町青少年育成町民会議

恐ろしい

シンナーの害毒

青少年の非行がふえ、特にシンナー等の中毒による殺人、傷害事件が数多く発生しています。

◎シンナーを5年も吸うと、たいていの人は死にます。

◎一度吸っても急性中毒(呼吸マヒ)をおこして死ぬ事があります。

◎内臓器官を侵され、特に脳の中枢神経をやられて幻覚症状をおこし、精神異常や廃人となった人がたくさんいます。

◎家庭でできる見分け方

◎息や衣服にシンナーのにおいがある。

◎食欲がなくなり、やせて顔色が悪くなる。

◎勉強、仕事ごらい、無気力、言動の粗暴化などが目立つ。

◎現場を見つけたらすぐ警察へ

◎自力では更生できない。

◎青少年を破滅のふちから救い出すために……。それは、親の、大人の、地域社会の責任です。

「第11回 福岡県青年の船」を終えて

先に中国から帰国しました「第11回福岡県青年の船」に当町からも2名の参加者がありました。そこで、今回より2回にわたって「青年の船」に参加しての感想を掲載します。

「私が見た中国」



虫生津 菅野尚美

まうというか出るのは、ため息ばかり。向こう側が地平線まで続く田を人間の手で耕す、いつ終わるか本人さえ見当がつかない始末、でも、彼らは着実に一歩一歩、大地を耕していました。その底知れぬ強さ、我々にあるでしょうか。

個々の生活に溺れてはいけな時代だと思いませんか? 目の先に、とらわれず、運命とあきらめることなく自分を成長させる、そのためには周囲が成長する事、地域が一回りも二回りも成長する事こそ、底知れぬ強さではないでしょうか。

地球の年齢に比べれば、人生なんて、ほんとに一瞬です。だから、その一瞬を精いっぱい輝きたいと思えます。皆でいっしょに輝きましょう。

家主が値上げを理由に 今までもどおりの家賃を受け取らない

暮らしの中の法律相談

二年ほど前から、家賃四万円のアパートに住んでいますが、先日、家主が「家賃を六万円に値上げする」と通知してきました。どう考えれば納得がいかな

いので、今までもどおり、四万円の家賃を持って家主のところへ行くと、「六万円でなければ受け取らない。応じない場合は、出ていってもらおう」と、受け取りを拒否されました。家主の言うとおり、値上げを認めるか、立ち退くか——二つに一つしかないのでしょうか？

一般的に家主の値上げがあなたの手元に届いたときに、その効果が生ずるとされています。

その場合、値上げ額が適正なものであればならないことは言うまでもありませんが、値上げ額について、家主と借家人との協議が調わないときは、ご照

会のケースのように借家人が相当と考える額の家賃を支払おうとしても、支払えないという状態になってしまいます。

ところで、他人から土地や建物を賃借している借家(地)人は、①契約で定められた場所②定められた支払い月に、③定められた額の賃料を支払わなければならない。もしも、この賃料の支払いがなされないとい

弁済供託制度

供託所に預ければ 家主に支払ったのと同じ効果が得られます

「債務不履行(金銭を支払った)りまたは物を渡したりする」という契約に定められた義務が履行されないこと」となり、借家(地)人は遅延損害金の支払い義務を負うとともに、家(地)主によって賃貸借契約が解除される原因にもなります。ですから、あなたが家賃を支払うことができない状態であることは、ますます不利な立場に追い込まれることになるのです。

そこで、このように家主が賃料の値上げを主張して、それま

での額の家賃を受け取らないなど、家主側の事情によって借家人が家賃による支払い義務を果たすことができない場合は、「弁済供託制度」を利用するとい

これは、あなたが自分で適正と思う家賃(今までもどおり四万円が妥当とするなら四万円。五千円の値上げが妥当と思うときは四万五千円)を国の機関であ

る供託所(法務局・地方方法務局、またはその支局もしくは法務大臣が指定した出張所)に預けることで、実際に家主に支払



いをしたのと同じ法律上の効果が得られるものです。後に、裁判の確定などによって家主の請求する六万円が家賃として適正とされた場合でも、それまでの供託額で不足する額(仮に四万五千円を供託していた場合は、一月につき差額の一萬五千円)に、年一割の利息を付して家主に支払えば、家賃の不払いを理由に契約を解除されることはありません。

なお、家主が受け取りを拒否したのではなく、だれが家主か分からないために家賃を支払えないという場合にも家賃を供託することができます。

また「弁済供託制度」は、家賃だけでなく借入金金の返済などの場合にも利用できます。詳しいことは、最寄りの法務局・地方方法務局及びこれらの支局の窓口でどうぞ。

次回7月25日号は、「契約と公正証書」です。

中間水道より お知らせ

新しい浄水場が完成し、尾倉配水池より町内に給水することで、水圧の増強がはかられました。しかし降雨が少なく、このため水源の水量が減少し、水に臭いを感じられるときがありますが、消毒は十分されていますので、安心して使用して下さい。なお十分沸騰して使用されますと、臭いは消えます。

御協力下さい 事業所統計調査

来る7月1日には、全国いっせいに事業所統計調査が実施されます。

この調査は、3年ごとに行われているもので、今回の調査は13回目に当たります。この調査ではすべての事業所を調査して、我が国の産業構造を明らかにすることにより、国や地方公共団体における各種行政施策の基礎資料として役立てることがねらいです。

現在調査員が事務所を訪問し、調査票の記入をお願いしていますので御協力下さい。

農耕民俗資料館内みてあるき

(11)

スムシ取りと田植え

夏も近づくと八十八夜、野にも山にも若葉が茂る。と元氣のよい声が聞えてくる。その新緑の好季節八十八夜がくると農家は一斉に苗代造りにとりかかった。

稲の種蒔をして四十日もたつと苗も伸びる。昔はスムシ取りといって二化螟虫が卵をうみつけた苗葉を取ることで農村も強く指導した。

明治39年4月11日付県令第19号稲代取締規則が公布されている。

第一条 稲苗代ハ巾四尺以下ノ短冊形ニ整地シ其間ニ巾六寸以上ノ通路ヲ設クベシ
第二条 稲苗代ニハ作人ノ住所氏名ヲ記シタル標木ヲ設クベシ
第三条 本則ニ違背シタルモノハ拘留又ハ科料ニ処ス。

また、役場としても苗代田整地螟卵採取捕蛾点火及注油等令達ニ規定ノ期間ニ施行セサル者ハ告発ノ手続ヲシ尚翌日充分ノ監督ヲナシ施行セシムルコトと村長名で通達している。

このようにして農家は勿論、小学生も先生の引率で苗代のスムシ取りに行った。大正末頃でスムシ百本に対し一銭をもらったことを

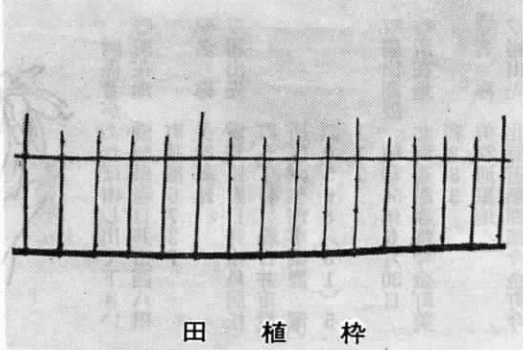
記憶している。当時の標語がある。豊年願はば虫殺せ

田には黄金の花がさく

。家内揃ふて一斉に

とれや絶やせや旗押立て

さて田植えまでの諸作業が終ると7月に入り愈々田植えである。



田 植 枠

昔は乱植であったため、明治39年5月の村長通達を見ると、

稲田正条植実行者少きは作業者はその必要は認めながらも植付を急ぐため乱植をしている。依つて

少なくとも五日以上をかけて植付をせよと奨励している。

大正2年の農会長通達にも、ま

だまだ乱雑植が多いため正条植の实行を厳達している。

さて、夜は十一時頃まで夜苗とり、竿の先に弓張提灯をつけ之を畦に立ててその明りで翌日の植分けだけの苗をとる。朝は五時頃には植付けを始めている。

いつもナア五月よう さつきならよかる いとし殿御の手苗とる ヤレコシく

腰のナア痛さよ この田の長さ ヤレコシく

妾がナア唄うたら 隣からつけた 心届いた友達

が ヤレコシく

このように田圃のあちこちから田植歌が聞えると如何にもどかな田園風景を想わせるが、夕方薄暗くなるまでの作業は一年間の農作業の中で一番の重労働である。

植付方法も写真のような竹製の田植枠を使うようになり正条植が実施され、その後、横綱を張り植付け、最後に縦綱を横五株分毎に植手の人数分だけ張って植える所謂「筑後さん植」となったが戦後より、今見るような苗作り、防除、そして田植機械が導入されて昔の面影は夢のように消え去った。

『町誌』刊行に御協力下さい

遠賀町の過去から現在に至る姿を『町誌』として残しておくことは、将来の遠賀町のために大切なことと思います。

そんな考えから『町誌』の刊行が企画され、過去三年間その資料を集め続けてきましたが、皆さんの御協力にも関わらず、まだ満足できない状態です。今までは、主として古い資料に重点をおいて集めて来ましたが、歴史はいわゆる古

いものだけではありません。昨日の出来事も今日では立派な歴史なのです。

そうしたこともお考えいただいで明治・大正・昭和の諸記録など結構です。いただいた資料は生きた『町誌』になりますので、よろしく御協力の程お願いいたします

遠賀町誌編集委員会
▽連絡先 役場庶務課または前記委員会へ 電話(3) 1234

水の犠牲にならないための10か条

- 1 水におぼれる原因をみると、初心者は、深みにはまる、足をすべらす、波に足をさらわれる、急に冷たい水に入って心臓麻痺を起すという場合が多く、少し泳げるようになると、自分の実力を過信して沖まで泳ぎ出し疲労やけいれんを起すといった例がみられ、小さい子供は親がちよっと目をはなした間に事故が起きます。次のような点に注意し水難事故防止につとめましょう。
- 2 監視員の指示やプールの規則に従う。
- 3 水深を確かせずに飛び込まない。
- 4 急に冷たい水に入らない。
- 5 プールサイドはすべるから気をつける。
- 6 監視員の指示やプールの規則に従う。
- 7 監視員の指示やプールの規則に従う。
- 8 監視員の指示やプールの規則に従う。
- 9 監視員の指示やプールの規則に従う。
- 10 監視員の指示やプールの規則に従う。

管内火災・救急件数

1月から5月まで

町名	種類	遠賀	水巻	岡垣	芦屋	合計
救急	火災	109	0	243	13	182
						155
						689

(古野千年)

保健衛生のページ

乳児相談

無縁墳墓の改葬



▽期 日 7月14日(火)
▽時 間 9時30分~10時30分ま
でにおいで下さい。
▽場 所 役場保健室
▽対 象 者 生後7~12カ児
▽持 参 品 母子手帳
▽内 容 体重、身長等測定
離乳食等の相談
▽料 金 無料

▽名 称 長池墓地
▽届出先 愛知県春日井市鳥居松
町5丁目 春日井市役
所区画整理事業課 電
話0568(81)5
111
◎所在地 愛知県春日井市西八田
町長池6737
関係者があれば申し出て下さい

妊婦相談



▽期 日 7月7日(火)
▽時 間 9時30分までにおいで
下さい。
▽場 所 役場保健室
▽対 象 者 妊産婦
▽持 参 品 印鑑(母子手帳を受領
する人のみ)
▽内 容 産前、産後の過ごし方
妊婦体操
母子手帳交付
▽料 金 無料

▽届出期限 昭和56年6月30日
◎所在地 北海道瀬棚郡今金町美
利233
▽名 称 美利河墓地
▽届出先 北海道瀬棚郡今金町今
金48 今金町役場
電話01378(2)
0111
▽届出期限 昭和56年6月30日
◎所在地 愛知県刈谷市青山町4
丁目
▽名 称 新田共同墓地
▽届出先 愛知県刈谷市東陽町、
刈谷市都市開発部
整理第2課 電話05
66(23)1111
▽届出期限 昭和56年7月17日

7月分し尿くみ取り予定表

くみ取り日	大型車くみ取り地区	小型車くみ取り地区
1(水)	西町、木守	虫生津、上別府(花園)
2(木)	東町、浅木の一部	木守、広渡
3(金)	虫生津(新屋敷を含む)	広渡、松の本(2、3組)
4(土)		若松、尾崎
6(月)	月2回汲取り家庭	月2回汲取り家庭
11(土)	旧停(旧3号線北側)鬼津、若松	
13(月)	旧停(旧3号線南側)	
14(火)	遠賀川	鬼津
15(水)	遠賀川	別府、上別府(高家)
16(木)	遠賀川、新町	別府、鬼津、千代丸、小鳥掛
17(金)	新町	
18(土)	鬼津(山水苑)若松、別府(高瀬)	
22(水)	月2回汲取家庭	月2回汲取家庭
23(木)	新町	
24(金)	新町、広渡(中牟田)	
25(土)	新町(ユニード前通り一部)別府	
27(月)	尾崎、今古賀	
28(火)	尾崎	道管、鬼津、若松、松の本
29(水)	上別府、木守、若葉台、堂塔寺	老良
30(木)	浅木、虫生津	今古賀、島津
31(金)	浅木	浅木、小鳥掛、蟹喰

老人検診

7月分ゴミ収集予定表

▽期 日 7月3日(金)
▽場 所 及び 時 間
。老人憩の家
9時30分~11時30分
。尾崎公民館
13時~15時
▽対 象 者 65歳以上の人
▽検 診 内 容
。検尿
。血圧測定
。問診
。血色素検査

町内全域	もえないゴミ	鹿兒島本線より南側地区	鹿兒島本線より北側地区	大型家庭ゴミ
7月8日及び7月22日	空カン、空ビン、ガラス類、陶器類、プラスチック製品、ゴム等	7月22日	7月8日	テレビ、冷蔵庫、家具、建具、ふとん、ベット、机、いす、自転車等

元気な赤ちゃん



別府3番地の38 (緑光苑)

矢野 一輝くん

(三郎さんの長男)

昭和55年7月4日生

アメリカの「独立記念日」に生まれました。そのせいでもないのでしょうか、独立心旺盛のようで一人でもけっこう遊びます。今後も健康で活発な子に。そして優しい子に育て下さい。

上別府1755番地

筋田智子ちゃん

(幸徳かよ子さんの長女)

昭和55年10月29日生

あたし、生まれた時は小さかったけれど、今じゃおデブさんと言われているの。パパもママもお勤めなので毎日おじいちゃん、おばあちゃんと遊んでいます。

有害動物の駆除



環境整備月間

6月25日～8月10日

▽目的 伝染病予防及び環境整備

▽内容 区長、衛生推進員を通じて、一

世帯に粉剤を一袋配布致しますので、下水溝、ドブ等の清掃及び消毒に利用して下さい。

なお、各区に対して乳剤を用意していますので、区単位で実施する大掃除の際使用して下さい。



疲れ、だるさ

高温多湿のうっとうしい季節。何をしても体がだるく、疲れやだるさを訴える人がふえてきます。

十分な睡眠や調和のとれた食事、適度な運動で、その日の疲れはその日のうちに取り去り、翌日まで残らないようにしましょう。

一口に疲れ、だるさといっても、病気の症状としてあらわれる場合と、病気とは無関係に起こる場合があり、その区別は医師の診断にゆだねなければなりません。

ところで、これといった病気がなくても起こる疲れ、だるさは、睡眠不足や過労など生活そのものの不合理・不健全——つまり生活のひずみが原因となっていることが多いのです。

このような疲れ、だるさの原因は、病気ではありませんが、そのままの状態が続くと本当に病気になるてしまいます。そうならないように、心身は生活のひずみ改善を訴える——この訴えが疲れであり、だるさであると考えればよいでしょう。

ですから、疲れ、だるさを感じたら、次のような生活のひずみを再点検してみましょう。
〔運動不足〕
体全体の適度な筋肉疲労が足りないために、かえって疲れる。疲れなから運動を、という症状です。適度な運動を。

〔休養・睡眠不足〕
心身両面の、能率のよい休養が必要で、体の疲れは睡眠によって解消されますが、頭や心の疲れは眠るだけでは不十分で、気分転換や運動が不可欠です。

〔食生活の偏り〕
栄養のアンバランスは体の機能にいろいろな障害を引き起こしますが、疲れ、だるさはその前ぶれともいえます。献立の見直しを。

〔ストレスの蓄積〕
精神的な疲労は、気づかれの多い現代社会を象徴しているともいえます。いい意味での「遊び」を生活に取り入れましょう。



毒へび(まむし)の血清

毒へびの事故防止のため、まむし用の血清を次の病院に保管しています。

- ◎血清の保管してある病院
- 県立遠賀病院、芦屋中央病院、中間市立病院



おんが短歌会詠草

河中靖喜先生選

雑詠

雑草の生い茂りたる庭となり老いし二人の手にはおえざり

井口 政子

心なき事をなしたる悔残る眼を病む友にバラを贈りて

木原いのえ

年老いしこの身なれども歌を詠む術身につけて余命過ごさむ

福田かめ

防風林繁りて海は見えざるも父母の墓所は潮騒聞こゆ

高崎 映江

咲き盛る連翹の枝揺らしつつ風が吹き行く光こぼして

一田 房子

7 月 上 期 の 遠 賀 町 主 要 行 事

日 曜	行 事 内 容	時 間	実施会場	担当課名	目的及び主な対象等	備 考
1 水	少年ソフトボール} 大会 少女バレーボール} 大会 要 項 説 明 会	19:30~	町中央公民館	社会教育課	各地区体育部長	
2 木	献 血	10:00~12:00 13:30~15:30	浅木公民館 役 場 前	福 祉 課	満16歳以上~満65歳未満の人	チラシを参照
3 金	老 人 検 診	9:30~11:30 13:00~15:00	老人憩の家 尾崎公民館	住 民 課	65歳以上の人	詳細は6ページ
5 日	野 外 活 動 講 習 会	9:30~	町第1 武道場 役 場 前 広 場	社会教育課	各地区指導者	詳細は3ページ
6 月	定 例 区 長 会 議	13:00~	役 場 第 2 会 議 室	庶 務 課		
7 火	妊 婦 相 談	9:30~	役場保健室	住 民 課	妊産婦	詳細は6ページ
10 金	定 例 老 人 会 長 会 議	9:30~	老人憩の家	福 祉 課		
	心 配 ご と 相 談	13:00~16:00	公民館別館	福 祉 課	相談は無料です。 お気軽に御相談下さい。	
12 日	第 4 回 遠 賀 町 軟 式 庭 球 大 会	9:00~16:00	役場前広場	社会教育課	町内在住の高校生以上	詳細は3ページ
14 火	乳 児 相 談	9:30~	役場保健室	住 民 課	生後7~12カ月児	詳細は6ページ
	定 例 民 生 委 員 会	9:30~	役 場 第 2 会 議 室	福 祉 課		

てくてく……第3回町民ハイキング

去る5月17日(日)遠賀山友会・教育委員会の共催による第3回町民ハイキングが鞍手町六ヶ岳(336m)で行われました。

当日は、あいにくの雨模様でしたが、3歳の幼児から82歳のお年寄りまで参加者135名、元気よく頂上をきわめ、時折雲間から頂く展望を楽しみました。今後は毎年催す予定ですので、よりいっそう町民の方々の参加を願います。



犬 ヶ 岳 山 頂 で

老人医療費受給者証 切り替えます

6月10日号の広報でもお知らせいたしていましたが、次により老人医療費受給者証の切り替えをいたします。現在お持ちの受給者証は7月1日以後は使用できませんので、ぜひ手続をして下さい。

▽日 時 6月29日~30日 9時~17時

▽持参品 印鑑、保険証

▽場 所 役場正面玄関

なお詳しくは6月10日号をごらん願います。

各サークルに お知らせ

町内の各サークル代表者のみなさんにお知らせします。

広報7月25日号で町内の各サークルの会員募集(体育系及び文化系)を掲載する予定です。

この機会に募集されるサークルがあれば、サークル名・場所・曜日・会費・対象・会員数・問い合わせ先等を記入の上、また練習中の写真(白黒)等があればいっしょに添えて、7月10日(金)までに庶務課庶務係に提出して下さい。

5月・6月掲載分の「元気な赤ちゃん」及び5月10日号の表紙の写真をさしあげています。役場を御利用の時には庶務課にお寄り下さい。